○国土交通省告示第二百五十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条の二第三項及び航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

別表第一与論情報圏の項の次に次のように加える。

粟国情報圏	那覇空港事務所	8時から18時まで
久米島情報圏	那覇空港事務所	8時から19時30分まで

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

別表第一鹿屋飛行場の項の次に次の二項を加える。

粟国空港	那覇空港事務所	進入管制業務	那覇アプローチ	8時から18時まで
		ターミナル・レーダー管制業務	那覇レーダー	
久米島空港	那覇空港事務所	進入管制業務	那覇アプローチ	8時から19時30分まで
		ターミナル・レーダー管制業務	那覇レーダー	

別表第一那覇空港の項を次のように改める。

那覇空港	那覇空港事務所	飛行場管制業務	那覇タワー	24時間
		進入管制業務	那覇アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	那覇レーダー	
		着陸誘導管制業務	那覇ＧＣＡ	

別表第二鹿児島特別管制区の項の次に次のように加える。

那覇特別管制区	那覇空港事務所	進入管制業務	那覇アプローチ	24時間
		ターミナル・レーダー管制業務	那覇レーダー	

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十三項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

第二項の表那覇空港の項を次のように改める。

那覇空港	那覇管制圏	1　次に掲げる区域の直上空域で高度600m未満のもの (1)　那覇空港の標点（N26°12′ E127°39′）を中心とする半径9kmの円内の区域のうちN26°15′19″E127°42′39″の地点から真方位232°56′の方向へのびる直線の北側にあるもの (2)　那覇空港の標点を中心とする半径9kmの円内の区域のうちN26°15′19″E127°42′39″の地点から真方位232°56′の方向へのびる直線の南側にあるもの 2　那覇ＶＯＲＴＡＣ（N26°13′ E127°39′）を中心とする半径34kmの円内の区域のうち、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位010°の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、那覇ＶＯＲＴＡＣから真方位310°の方向へのびる直線の北側にあるものの直上空域で高度200m未満のもの（1に係るものを及びN26°21′20″E127°46′03″の地点を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。）

附　則

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十四条の二第一項の規定に基づき、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち計器飛行方式により飛行しなければならない空域を指定する告示（昭和三十八年運輸省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

本文中「空域であって、」の次に「特別管制空域Ｂに区分するものは別表第一に掲げる空域と、」を加え、「別表第一に掲げる空域とし、」を「別表第二に掲げる空域と、」に、「航空交通管制圏に係るものにあっては別表第二」を「航空交通管制圏に係るものにあっては別表第三」に改め、ただし書中「ただし、別表第二」を「ただし、別表第一及び別表第三」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。